

要安全確認計画記載建築物(緊急輸送道路等沿道建築物)の耐震診断補助について

岡山県では、耐震改修促進法で規定する要安全確認計画記載建築物(緊急輸送道路等沿道建築物)の耐震診断に係る費用について、次のとおり補助を実施しております。

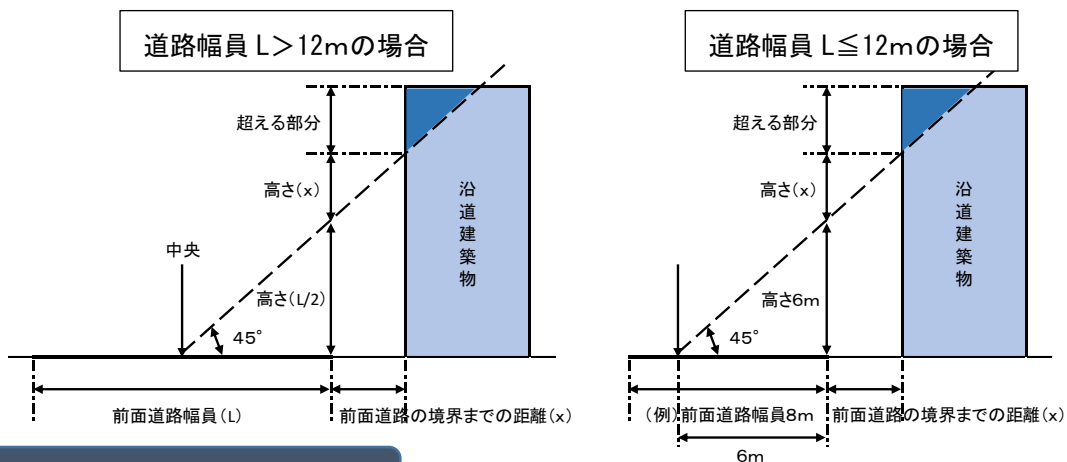
補助制度の概要

R3. 4. 1 現在

補助対象となる建築物

(詳細は、市町村の担当窓口でご確認下さい)

- ・耐震改修促進法第7条第二号又は第三号に規定する建築物であること
(県又は市町村の耐震改修促進計画で指定する緊急輸送道路等の沿道建築物で、一定の高さを超えるもの【下図参照】)
- ・昭和56年5月31日以前に工事着手されていること
- ・他の補助金の交付を受けていないこと
- ・その他市町村の補助要件を満たしていること



補助内容

耐震診断費用(耐震評価機関の評価取得に係る費用を含み、補強計画及び補強計画後診断費用を除く。)について、原則、全額補助(※1)

※1 次の額を補助対象経費の限度額とする。

1,000㎡以内の部分 3,670円/㎡

1,000㎡超～2,000㎡以内の部分 1,570円/㎡

2,000㎡超の部分 1,050円/㎡

※2 設計図書の復元、耐震評価機関の評価取得等の通常の耐震診断に要する費用以外の業務を行う場合は、上記に157万円を限度として加算できます。

※3 耐震診断費用が、上記補助対象経費限度額を超える場合は、事業者負担が発生します。

●補助の申し込み先・相談窓口は建築物の所在する市町村となります。



○岡山県「ももっち」

(裏面に、補助額の計算例を掲載)

計算例1(事務所)

【建物概要】

- ・延べ面積：1,200 m²
- ・耐震診断費用※：420 万円（※原則、税抜き。）
うち、設計図書の復元、耐震評価機関の評価取得等の
通常の耐震診断以外の業務に係る費用：50 万円

【市町村の補助】

- ・耐震診断に要する費用の限度額：
 $3,670,000 \text{ 円} + 1,570 \text{ 円/m}^2 \times 200 \text{ m}^2 + 50 \text{ 万円} = 448.4 \text{ 万円} > 420 \text{ 万円}$
- ・補助額（①と②のうち小さい方）：
① 耐震診断費用 420 万円
② 補助対象経費限度額 448.4 万円 } ⇒ ① **420万円**

計算例2(工場)

【建物概要】

- ・延べ面積：2,500 m²
- ・耐震診断費用※：780 万円（※原則、税抜き。）
うち、設計図書の復元、耐震評価機関の評価取得等の
通常の耐震診断以外の業務に係る費用：200 万円

【市町村の補助】

- ・耐震診断に要する費用の限度額：
 $3,670,000 \text{ 円} + 1,570,000 + 1,050 \text{ 円/m}^2 \times 500 \text{ m}^2 + 157 \text{ 万円} = 733.5 \text{ 万円} < 780 \text{ 万円}$
- ・補助額（①と②のうち小さい方）：
① 耐震診断費用 780 万円
② 補助対象経費限度額 733.5 万円 } ⇒ ② **733.5万円**
- ・事業者負担
耐震診断費用 780 万円 - 補助額 733.5 万円 = **46.5万円**



※上記の計算例はあくまで参考ですので、補助額等の詳細は、
建築物の所在する各市の担当課にお問い合わせ下さい。

※補助の申し込み先・相談窓口は建築物の所在する市町村となります。